○苫小牧市交通安全センター条例

昭和58年３月14日

条例第６号

改正　平成３年７月13日条例第12号

平成17年６月29日条例第19号

（設置）

第１条　地域における交通安全の推進を図り、もつて市民生活の安定に寄与するため、苫小牧市交通安全センター（以下「センター」という。）を苫小牧市旭町３丁目５番12号に設置する。

（事業等）

第２条　センターは、前条の目的を達成するため、関係団体又は個人の交通安全活動の拠点としての使用に供するとともに、次の各号に掲げる事業を行う。

⑴　交通安全の意識の高揚及び知識の向上のための研修会、講習会、展示会等の開催に関すること。

⑵　その他交通安全を目的とする事業に関すること。

（使用許可）

第３条　センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理運営上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

３　市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、センターの使用を許可しない。

⑴　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

⑵　センターの建物又は備付物件をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。

⑶　その他センターの管理運営上適当と認められないとき。

（目的外使用等の禁止）

第４条　前条の規定によりセンターの使用許可を受けた者（以下「使用者」と

いう。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はセンターを使用する権利を他人に譲渡し、若しくは他人に転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第５条　市長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を停止することができる。

⑴　使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

⑵　使用者が使用許可の条件に違反したとき。

⑶　使用許可の申請に不正があつたとき。

⑷　センターの管理運営上支障があるとき。

（賠償）

第６条　使用者が建物又は備付物件をき損し、又は滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（販売行為等の制限）

第７条　あらかじめ市長の許可を受けた者以外の者は、センター（センターの敷地を含む。）において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行つてはならない。

（指定管理者による管理）

第８条　市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

⑴　第２条に規定する事業等の計画及び実施に関する業務

⑵　センターの使用許可及びその取消し等に関する業務

⑶　センターの維持管理に関する業務

⑷　その他センターの管理運営上必要と認める業務

２　指定管理者に前項第２号に掲げる業務を行わせる場合における第３条、第

５条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（委任）

第９条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則（平成３年７月13日条例第12号改正抄）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年６月29日条例第19号改正抄）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。